一　装置	二　試験項目	三　測定器等	四　特定無線設備の種別
送信装置	［略］	［略］	［略］
	送信速度	低周波発振器 オシロスコープ	
［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］

［注1～23　略］

［イ・ウ　略］

［二・三　略］

一　装置	二　試験項目	三　測定器等	四　特定無線設備の種別
送信装置	［同上］	［同上］	［同上］
	送信速度	低周波発振器 オシロスコープ	
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	○	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

［注1～23　同上］

［イ・ウ　同上］

［二・三　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請しているこの省令による改正前の無線設備規則第四十九条の二十三第二号に規定する無線局の無線設備の条件については、この省令による改正後の無線設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3　この省令の施行の際現に受けているこの省令による改正前の無線設備規則第四十九条の二十三第二号に規定する無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

○厚生労働省令第百八十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条の規定に基づき、健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。